

平成30年7月2日スタート

ご利用案内（平成30年度版）

仙北市は、おうちで
すくすくを応援します！

【申請・交付期間】平成30年7月2日～
平成31年2月28日

【有効期限】平成31年3月31日

仙北市在宅子育て サポート事業

在宅で就学前の子どもを子育てしている家庭の
みなさんへ、市が指定する有料の子育てサービスに
利用できる「サポート券」を交付します。

無料交付

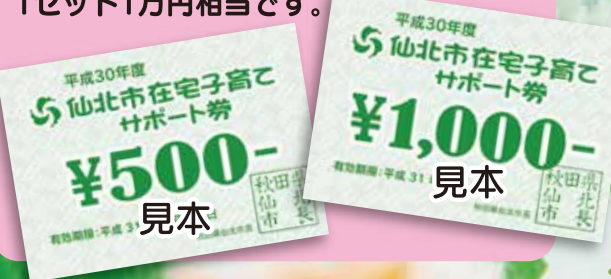
3つのプランの中から自由に選べます。

1 子どもの
笑顔が広がる
サービスプラン

2 家族の絆を
深める
サービスプラン

3 一時的な
保育を支援する
サービスプラン

対象となるお子さん1人につき1セット。
1セット1万円相当です。



申請できる方
（申請日時点で
すべてに該当
している方）

- 1 児童及び保護者とも仙北市に住所を有すること
- 2 平成30年4月1日以前に生まれた小学校就学前児童の保護者
（平成30年度内に満1歳～小学校就学前の児童）
- 3 認可保育園、認定こども園、認可外保育施設もしくは幼稚園に入所（仙北市外の施設を含む）していない児童の保護者
- 4 仙北市保育園入所待機児童等支援事業費補助金の交付対象となっていない児童の保護者
- 5 年度内に1回限りの申請であること

申請先

印鑑をご持参ください。毎月10日、20日、30日で申請を締め切り、その10日後より同一窓口にて交付します。
（資格審査のためにお時間をいただきますことをご承知ください。）

【問合せ】仙北市市民福祉部子育て推進課 TEL0187-43-2280 FAX0187-47-2116

武 家屋敷河原田家修理に伴う 公開休止について

【問合せ】文化財課（角館庁舎）☎（43）3384

武家屋敷河原田家は、昨年度に引き続き文化財建造物等を活用した地域活性化事業による全面修理を実施します。これに伴い、下記期間公開を休止します。

平成30年度は、主屋の基礎および床組、電気設備改修含む内部および外装の修理工事となることから、安

全に工事を実施するため公開を休止することになります。
関係者の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い致します。

●休止期間／平成31年3月31日（日）まで

公 開武家屋敷管理人を 募集します

【問合せ】文化財課
（角館庁舎）☎（43）3384

- 業務内容／市管理の公開武家屋敷等で文化財の管理・屋敷内外の管理・清掃・来訪者の応対・教育委員会発行冊子の販売等
- 募集人数／若干名
- 雇用期間／7月中旬（予定）～11月30日（金）
- 勤務時間／8時30分～17時15分

- 賃金／時給760円（日給6080円）
- 勤務シフト／文化財課の勤務シフトによる（月平均20日勤務）
- その他／社会保険・雇用保険、交通費支給（2万円以上）
- 申込方法／ハローワークの紹介状と履歴書を文化財課までご持参ください。

仙 北市成人式を 開催します

【問合せ】生涯学習課
（角館庁舎）☎（43）3383

- 日時／8月15日（水）14時～
- 場所／仙北市民会館
- 該当者／平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれの方

を送付しますが、届かない方がいましたら生涯学習課にご連絡ください。なお、仙北市の中学校を卒業した方で転出している方は、中学校卒業時の住所へ送付します。

武 家屋敷河原田家主屋修理 現場見学会のご案内

【問合せ】文化財課（角館庁舎）☎（43）3384

仙北市では昨年度から修理のため公開を休止している武家屋敷河原田家の修理現場見学会を行います。これまで非公開となっていた主屋の内部を見学できるまたとない機会ですので、ぜひ足をお運びください。

- 日時／8月6日（月）13時30分
- 場所／河原田家（角館町東勝楽丁9）
- 定員／20人（文化財課までお申し込みください）

上 下水道課から お知らせ

【問合せ】上下水道課
（西木庁舎）☎（43）2296

井戸水を利用して、下水道もしくは集落排水へ流している方や、市が設置した合併浄化槽を使用されている方は、毎月の下水道使用料金を使用人数により算定しています。使用

人数に変更が生じた場合（出生・死亡・婚姻・転出・転入等）、届け出をする必要があります。最寄りの市役所各庁舎へ各出張所で、速やかに届け出をしてください。

水 道に関する お知らせ

【問合せ】お客様センター（西木庁舎
上下水道課内）☎（43）2282

水道料金が変わります

現在、地域ごとに異なっている水道料金を統一するため、毎年段階的に料金を変更しています。7月から経過措置6年目（最終年度）となり、同水量でも料金が異なることがありますので、あらかじめご了承ください。

水道の届出はお早めに

水道の使用を開始・中止したり使用者の名義変更をする際は水道使用異動届の提出が必要です。特に、水道の使用を開始する際は、直前の届出となる開始日時等のご希望に沿えないことがありますので、早めに異動届を提出していただくようお願いいたします。